



Unit

8

## 画像

### 【設題】

A社は、飲料用の自動販売機を開発した。この自動販売機は、表示パネルと操作パネルとを備えている。表示パネルには常時広告動画が表示されており、操作パネルには操作用の画像が表示される。操作用の画像は、商品の選択画像、購入方法の選択画像（現金・カードなど）、購入決定画像の順に遷移する。

二つのパネルに現される画像は意匠登録を受けることができるか。できるならば、どのような方法で登録を受けることができるか。

参  
照  
条  
文



意匠法

第2条 この法律で「意匠」とは、(中略)画像（機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものに限り、画像の部分を含む。(中略)）であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。  
(以下省略)

### ▶ 検討のポイント

- 意匠法上の画像
- 画像の意匠と物品に現された画像
- 変化する画像
- 画像意匠保護の変遷

### ▶ 解説

#### 1 意匠法上の画像

令和元年意匠法改正によって、意匠の定義に「画像」が追加された(2条)。しかし、全ての画像が意匠法の保護対象になるのではなく、「機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものに限

り」と規定されている点に注意しなければならない。意匠を構成する画像は、「機器の操作の用に供される画像」と、「機器がその機能を発揮した結果として表示される画像」とである。いわゆる「コンテンツ画像」は意匠法上の意匠としては扱われないのである。

「画像」を意匠として定義したことについて、逐条解説は次のように記述している。「クラウド上に保存され、ネットワークを通じて提供される画像が一般化したことや、画像の表示場所が物品の表示部に限られず多様化したこと等により、幅広い画像について意匠権による保護を求めるニーズが生じていたことから、意匠の定義に追加したものである」（同 1249 頁）。

画像の意匠は、物品から離れて観念される意匠である。したがって、画像が表示される場所に制約はない。物品に表示される画像、道路や建築物に表示される画像も、意匠法上の画像に含まれる（道路に標示される登録例として、意匠登録第 1672383 号）。

### (1) 機器の操作の用に供される画像

機器の操作の用に供される画像は、「操作画像」と呼ばれている。

「機器」とは、「器具・器械・機械の総称」（広辞苑）である。物品とせずに機器の語を用いた理由について、逐条解説に説明はない。

「操作」とは、「一定の作用効果や結果を得るために物品の内部機構等に指示を入力することをいう。」（『逐条』1252 頁）。機器を操作するための機能を備え

操作画像に該当する画像の例



「商品購入用画像」  
(ウェブサイトの画像)



「アイコン用画像」  
(クリックするとソフトウェアが立ち上がる操作ボタン)

出典：審査基準第IV部第1章 3.1

ている画像であれば、意匠となる。画像の単位をどのように捉えるかは、「形状等」の一体性以外に制約はない。

したがって、操作画面全体を一つの画像意匠として把握することも、操作画面に現されている特徴的な画像（例えばスイッチ機能をもつアイコン。アイコンの登録例として、意匠登録第1677889号）を一つの画像意匠として把握することもできる。また、操作画面全体における画像の一部を「部分意匠」とすることもできる。

## (2) 機器がその機能を発揮した結果として表示される画像

機器がその機能を発揮した結果として表示される画像は、「表示画像」と呼ばれている。操作の機能はなく「見るための画像」である。

「機能とは願書や願書に添付された図面から特定できる意匠から一般的に想起される特定の機能を意味する。また、機能を発揮した結果として表示される画像とは、入力操作等の結果、機器自体の機能を発揮した状態として出力される画像を意味する。」と解されている（『逐条』1252頁）。なお、「機器」が具体的に特定される必要はない。例えば歩数を表示する画像の場合、歩数を計測するという機能を発揮した結果として表示される画像であれば足り、「歩数計」であるとか「スマートフォン」であるとかという具体的な機器は考慮されない（例えば、意匠登録第1693484号、意匠に係る物品「情報表示用画像」）。

表示画像に該当する画像の例



「医療用測定結果表示画像」



「時刻表示画像」  
(壁に投影された画像)

出典：審査基準第IV部第1章 3.1

### (3) 保護されない画像

先に記したとおり、いわゆる「コンテンツ」の画像は意匠を構成しないものと解されている。

その理由は、「意匠権という強力な独占権を付与することを誘因として画像デザインの開発投資を促進する以上、当該画像デザインによって機器や機器に関連するサービス等の付加価値を向上させるものに限って権利の客体とすることが適切であることから、意匠に該当する『画像』には、機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるもののみが含まれる旨規定することとした（よって、映画の一場面等の画像は、意匠権の保護対象とならない。）」（『逐条』1249頁）。

そして、審査基準では次のように規定されている。

「テレビ番組の画像、映画、ゲームソフトを作動させることにより表示されるゲームの画像など、機器とは独立した、画像又は映像の内容自体を表現の中心として創作される画像又は映像は、操作画像とも物品又は建築物の機能を発揮した結果として表示される画像とも認められず、意匠を構成しない。」（同第IV部第1章6.1.3）。

条文上、「コンテンツ」が明らかに除外されていると読むことは難しいと考えるが、著作権との棲み分けを考えると、妥当な解釈であると思われる。

## 2 画像の意匠と物品に現された画像

画像の意匠は、物品から独立した別個の意匠として観念されるものであるから、その画像がいかなる物品等に内蔵され、表示されても、その画像意匠としての機能を発揮する場合は意匠の実施とされる。

例えば、温度表示用画像の意匠は、この画像が室内に置く温度計に表示される場合、ビルの外壁に表示される場合、冷蔵庫の内部温度を表示するために冷蔵庫の扉に表示される場合、いずれも画像意匠の実施となる。

他方、温度計の部分意匠としての画像（表示画像）は、物品「温度計」という縛りがあり、ビルの外壁への表示や冷蔵庫の扉への表示は、その意匠の実施とはならない。操作画像においても同様である。

### 3 出願の手法

#### (1) 意匠に係る物品

「意匠に係る物品」の欄に、画像の具体的な用途を明確に記載する。審査基準には、「情報表示用画像」「音量設定用画像」「アイコン用画像」などが例示されている（同第Ⅳ部第1章4.1.1）。

なお、「意匠に係る画像」という欄が設けられていないことは、単にシステム上の都合と説明されている。

#### (2) 意匠に係る物品の説明

画像意匠においては、「意匠に係る物品」及び「図面」のみでは画像の用途・機能を理解しがたい場合が多く、「意匠に係る物品の説明」が重要である。審査基準には次のように記載されている（同第Ⅳ部第1章4.1.2）。

「画像意匠について、『意匠に係る物品』の欄の記載だけでは、画像の用途を明確にすることができない場合は、『意匠に係る物品の説明』の欄に、画像の用途の理解を助けることができるような説明を記載する。

操作画像として保護を受けようとする場合であって、『意匠に係る物品』の欄の記載及び図面からではどのような操作のための画像か、また、画像をどのように操作するのか、という点が明らかでない場合は、これらの点を明らかにするための説明を記載する。

表示画像として保護を受けようとする場合であって、図面のみでは機器のどのような機能を発揮した結果として表示された画像であるかが明らかでない場合は、この点を明らかにするための説明を記載する。」

#### (3) 図面

画像は一般に平面であるから、物品における六面図に代えて、「画像図」を提出する。画像が変化する場合は、変化の状態が理解できるように、「変化後の状態を示す画像図」を必要な数提出する。

なお、変化する画像が「一意匠」と認められるためには、同一の機能のためのものであること、又は形状等の関連性があることが必要とされている（審査

基準第IV部第1章 5.2.4)。

## 4 画像意匠保護の変遷

令和元年の意匠法改正により「画像」それ自体が意匠として位置づけられたが、液晶表示を含めた物品のデザインが創作され始めた1980年代から、意匠法による保護が始められていた。

昭和61(1986)年に公表された、物品分野別審査基準において、以下の要件を満たす画像は意匠を構成する要素として認められるものと規定された。

〔要件1〕その物品の成立性に照らして不可欠なもの

〔要件2〕その物品自体の有する機能(表示機能)により表示されるもの

〔要件3〕変化する場合については、その変化の様相が特定しているもの  
典型例は、時計の時刻表示である。

平成10(1998)年の意匠法改正において、「部分意匠」が導入され、上掲3要件を満たす画像は「部分意匠」として登録の対象となった。

平成18(2006)年の意匠法改正において、意匠法旧2条2項が新設され、「画像」の語が初めて意匠法に記された。この規定により、物品の操作(当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る)の用に供される画像については、当該画像等がその物品の表示部に表示されている場合だけでなく、同時に使用される別の物品の表示部に表示される場合も保護対象とされた。

旧2条2項は、令和元年改正において、物品と切り離して画像が意匠と定義されたことにより不要となり、削除された。

(参考)

旧2条2項

前項において、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合には、物品の操作(当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る)の用に供される画像であつて、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする。

## ▶ 設題の検討

### 1 表示パネルの画像

表示パネルには、常時広告動画が表示されている。広告動画は、自動販売機という機器の機能に基づくものではなく、いわゆる「コンテンツ」である。

したがって、表示パネルに現される広告動画は「意匠」を構成せず、意匠登録を受けることはできない。

### 2 操作パネルの画像

操作パネルの画像は、商品の選択画像、購入方法の選択画像、購入決定画像の順に遷移するものであるから、自動販売機という機器の操作などに寄与するものである。これらの画像のうち、商品の選択画像と購入方法の選択画像は、「操作の用に供される」画像であるから、「操作画像」として意匠を構成する。購入決定画像は、購入のための機能を発揮した結果として表示されるものであるから、「表示画像」として意匠を構成する。

### 3 一意匠を構成するか

画像が変化する場合において、その変化する画像に「同一の機能のためのもの」又は「形状等の関連性がある」場合には、変化の前後を含めて一意匠として出願することができる。また、画像の意匠も「組物の意匠」としての出願が可能であり（施行規則別表）、複数の画像を「組物の意匠（一組の画像セット）」として出願できる場合もある。

実務のためのひとこと



画像の意匠は部分意匠として出願される場合があります。その場合、意匠登録を受けようとする部分が複数の領域に分かれている場合には、一意匠と認められないおそれがあります。複数の領域に現された画像に関連性が希薄な場合は、複数の領域を大きな一点鎖線の枠で囲うなどの工夫が必要でしょう。